

最近の建設業を巡る状況について【報告】

令和4年3月14日
不動産・建設経済局

1. 賃金引上げに向けた取組等について

大臣と建設業4団体の意見交換会(R3.3.30)

開催概要

日 時：令和3年3月30日 17:00～18:00

出席団体：日本建設業連合会・全国建設業協会・全国中小建設業協会・建設産業専門団体連合会

開催趣旨：公共工事の円滑な施工確保、技能労働者の賃金水準の引上げ、
建設キャリアアップシステムについて意見交換

- この場において、官民連携して「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」等の公共工事の円滑な施工確保に取り組むこと、建設キャリアアップシステムの普及促進のため、官民あげて取り組んでいくことを確認。
- 今後の担い手確保のため、技能労働者の賃金の引上げが設計労務単価の上昇を通じて、適正利潤の確保、さらなる賃金の引上げにつながる好循環を継続することが必要であり、様々な課題もあり、困難を伴うものの、本年は概ね2%以上の賃金上昇の実現を目指す旗印のもと、全ての関係者が可能な取組を進めることとなり、また、翌年以降も経済状況等を踏まえつつ、継続して賃金上昇に向けた取組を進めることとなつた。



「第3回新しい資本主義実現会議」(11月26日)における岸田総理発言(抄)

民間側においても、来年の春闘において、業績がコロナ前の水準を回復した企業について、新しい資本主義の起動にふさわしい、3パーセントを超える賃上げを期待いたします。

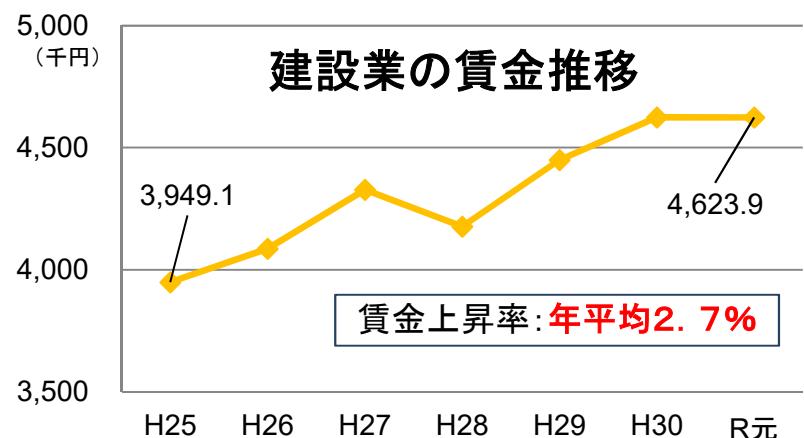
岸田総理の所信表明演説(12月6日)(抄)

建設業では、官と民が協働して、公共調達単価の引き上げや下請けの適正発注の徹底により、直近6年間で年平均2.7%と、全産業平均を大幅に上回る賃上げを実現しました。こうした官民協働の取組を、他業種に広げます。

世界の物価が上昇し、我が国に波及する懸念が強まる中、我が国経済を守るためにも、賃上げに向け、全力で取り組みます。



出典：官邸HP



出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)より
建設業男性生産労働者の年間賃金総支給額(年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12年間賞与その他特別給与額)

開催概要

日 時：令和3年12月27日（月）14:00～14:32

出席者：（政府）岸田総理、齊藤国交大臣、山際新しい資本主義担当大臣、経産大臣、厚労大臣、消費者担当大臣 等
（民間団体）十倉経団連会長など経済団体5団体トップ、宮本日建連会長など事業者団体22団体トップ

【岸田総理の発言（抄）】

政府としても、成長と分配の好循環を実現するため、地域経済の雇用を支える中小企業が適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるよう、環境整備を行ってまいります。

本日、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージを決定いたします。1月から3月を転嫁対策に向けた集中取組期間と定めるほか、公正取引委員会と中小企業庁が事業所管省庁と連携して、問題となる事例を幅広く把握し、対応する価格転嫁円滑化スキームを創設いたします。

加えて、下請代金法や独占禁止法の執行強化などにより、立入調査や要請を行い、価格転嫁を行いやすくなっています。

この後、閣議了解を行い、本日御出席の事業者団体を含めて、各事業所管大臣から各団体に対して、取引先とのパートナーシップ構築、取引慣行や商慣行の是正などについて、会員企業に周知されるよう、要請することとしております。

取引は民と民の関係であり、本日お集まりの産業界をリードしている皆様方に御協力いただきますよう、是非ともよろしくお願ひ申し上げます。

【齊藤国交大臣の発言要旨（抄）】

建設業界では、8年前より国土交通大臣と建設業4団体のトップが定期的に直接意見交換を行うなど官民一体となって賃金引上げの取組を行い、直近6年間で年平均2.7%の賃金上昇を実現しました。

行政においては、市場の賃金実態を的確に反映し、9年連続で設計労務単価を引き上げるとともに、公共工事における適正価格での発注やダンピング対策の徹底を推進してまいりました。

また、業界団体では、ダンピング受注の排除や適正な請負代金での下請契約締結の周知などに取組んで頂きました。

国土交通省としては、特に民間工事における取引適正化が重要と考えており、各団体の皆様には、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保にご協力をお願い致します。



出典：官邸HP

転嫁円滑化施策パッケージ(抜粋)

1～4 (略)

5 公共工事品質確保等に基づく対応の強化

(1) 公共工事品質確保法等の趣旨の徹底

- ・公共工事の発注者（地方整備局、都道府県、市町村、地方公社等）に対し、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえて対応を図るよう、周知する。
- ・公共工事のみでなく、民間発注者に対しても、同様の適正な請負単価の設定や適正な工期の確保を求めるとともに、毎年1月から3月までの「集中取組期間」において、国土交通省が請負代金や工期などの契約締結の状況についてのモニタリング調査等を実施する。

6～10 (略)

国土交通省における取組

- 令和3年12月27日に開催された「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議」において、齊藤国土交通大臣から同会議出席の経済団体等に対して、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保について、協力を依頼。
- また、同日付で公共発注者、民間発注者、建設業団体等に対して、労務費等を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について要請を発出。
- 加えて、転嫁円滑化施策パッケージに基づき、1月から3月までの「集中取組期間」において、請負代金や工期などの契約締結の状況について、モニタリング調査等を実施。

趣 旨

建設業の請負契約において、元請負人と下請負人の不適切な取引が指摘されていることから、建設業取引の適正化について、国土交通省と都道府県が連携して集中的に取り組む「建設業取引適正化推進期間」を実施し、建設業取引の適正化の推進を図る。特に、令和3年度については、適正な請負代金での契約締結の状況等について深堀りした情報収集や調査を重点的に行う。

建設業取引適正化推進期間

実施内容

- ポスターの掲示
- 建設業法令遵守に関する講習会（※）
- 立入検査（合同立入検査を含む）
- 各許可行政庁による自主的な事業
- 各種相談窓口等（駆け込みホットライン等）の周知 等

★令和3年度の取り組み（重点事項）★

- 適正な請負代金での契約締結がなされるよう、標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況等について、モニタリング調査を実施
→政府全体の「集中取組期間」（令和4年1月～3月）において引き続き実施

令和2年度実績（期間中の実績）

1. 立入検査	2. 講習会（地整等、31都道府県）
○地整等単独	○都道府県と地整等の合同 26回（1,778名）
・大臣許可業者 152業者	○都道府県 21回（3,173名）
○都道府県と地整等の合同 (地整等、18都道府県)	合計 47回（4,951名）
・大臣許可業者 20業者	
・知事許可業者 35業者	
○都道府県（13都道府県）	
・知事許可業者 120業者	
合計 327業者	※地整等…地方整備局、北海道開発局及び 沖縄総合事務局

その見積りは 適正な価格に なっていますか？



みんなで守る適正取引

- ・その金額ありきで、見積りを作らせていませんか？
- ・労務費や法定福利費を見積りに反映させていますか？



請負代金を決定するに
あたっては、双方で見積
依頼・提出を踏まえて協
議を行ってください！



令和3年度 10・11・12月は

建設業取引適正化推進期間です

国土交通省及び都道府県では、建設業取引適正化推進期間に建設業法令遵守など、建設業取引の適正化に関する講習会を各地で開催します。詳しくはホームページからご確認ください。

建設業取引適正化推進期間 検索

主催 国土交通省、都道府県

協賛 公益財団法人 建設業適正取引推進機構

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

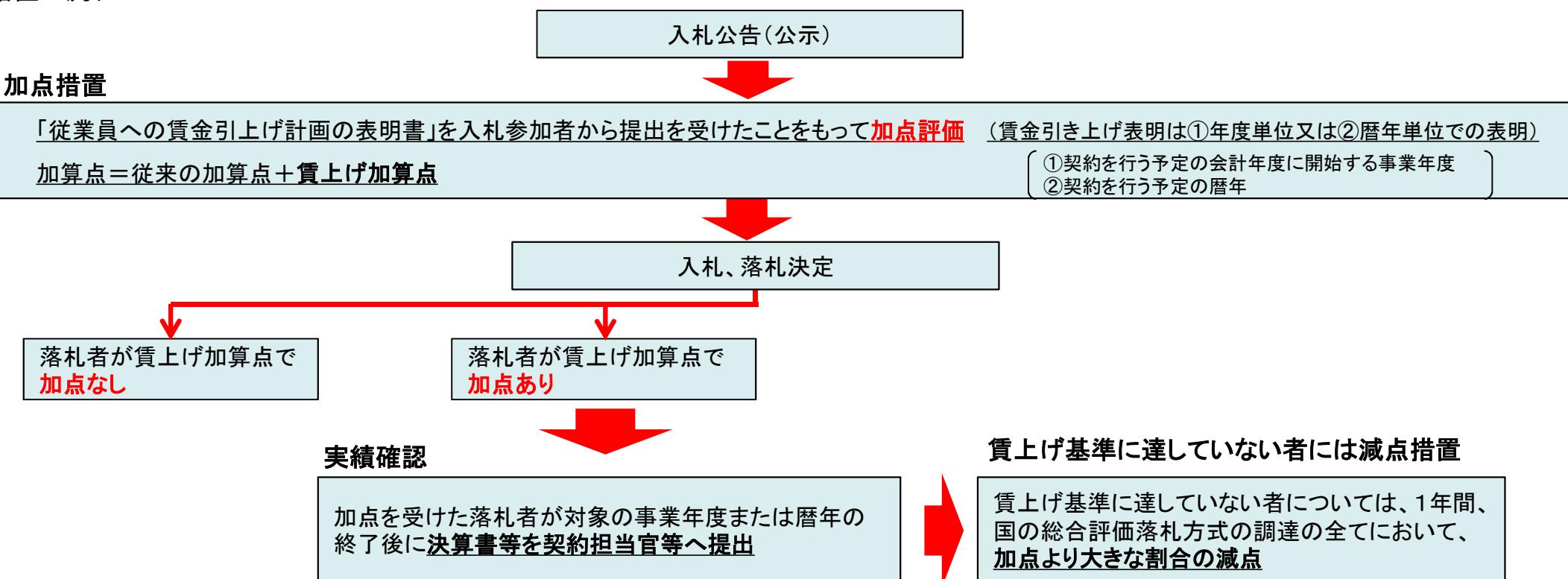
「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行う。

■適用対象: 令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。
(取組の通知を行った時点で既に公告を行っている等の事情のあるものはのぞく)

■加点評価: 事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業: 3%、中小企業等: 1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は5%以上。

■実績確認等: 加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。

■措置の流れ



総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置 賃上げ実績の確認の運用等について



賃上げの表明を行い受注した企業に対する「賃上げ実績の確認」においては、事業年度単位の賃上げを表明する場合は「法人事業概況説明書」、暦年単位の場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」から給与等受給者一人当たりの給与総額（中小企業等の場合は給与総額）により確認するのが標準的な方法として示されている。

(事業年度単位の書き上げを表明した場合) 法人事業概況説明書

別紙3 法人事業概況説明書

年度終了後に前年度分とあわせて
契約担当官等に提出

所定の欄の値から実績の確認を行う

(暦年単位の賃上げを表明した場合)
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

別紙4

暦年終了後に前年分とあわせて
契約担当官等に提出

所定の欄の値から実績の確認を行う

賃上げ実績の確認の運用等について

- 賃上げ実績の確認において、標準的な方法とされている「法人事業概況説明書」や「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認することができると認められる書類に代えることができるとされているところ。
- 賃上げを行う企業を評価するとの本制度の趣旨に沿った対応となるよう運用するため、具体的な確認書類の提出方法、「同等の賃上げ実績」と認めることができるかの現時点における考え方についての運用を整理。

○確認書類の提出方法

- ・賃上げ実績の確認時、税理士又は公認会計士等の第三者により「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。
※賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ実績を証明させることも可能。

○「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

- ・中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能。
- ・各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能。
- ・通知に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価することも可能。

※ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断することも可能。 (具体例は次頁)

※なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名・捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するもの。

※仮に制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後に減点措置を行う。

○各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価する。

- ・継続雇用している給与等受給者への支給額で評価する。
⇒ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等に対応
- ・定年退職者の再雇用や育児休暇や介護休暇の取得者など給与水準が変わる者を除いて評価する。
⇒雇用確保やワークライフバランス確保の取組に対応
- ・計画的に超過勤務を減らしている場合、超過勤務手当等を除いて評価する。
⇒働き方改革の推進、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応
- ・災害時の超過勤務や一時雇用、業績に応じ支給する一時金や賞与等を除いて評価。
⇒災害等による業績の変動等の企業がコントロールできない変動要因に対応

○通知に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価する。

- ・一部の従業員の給与が含まれない場合、別途考慮して評価する。
- ・外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費が含まれる場合、これを除いて評価する。
- ・退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれる場合、これを除いて評価する。
- ・役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合、これを除いて評価する。
- ・令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。

※上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 必要な法定福利費相当額や義務化分の有給休暇取得に要する費用のほか、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえた特別措置※を適用

※ 前年度を下回った単価は、前年度単価に据置

全 国

主要12職種※ (19,734円) 令和3年3月比；+3.0% (平成24年度比；+57.6%)
全 職 種 (21,084円) 令和3年3月比；+2.5% (平成24年度比；+57.4%)

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

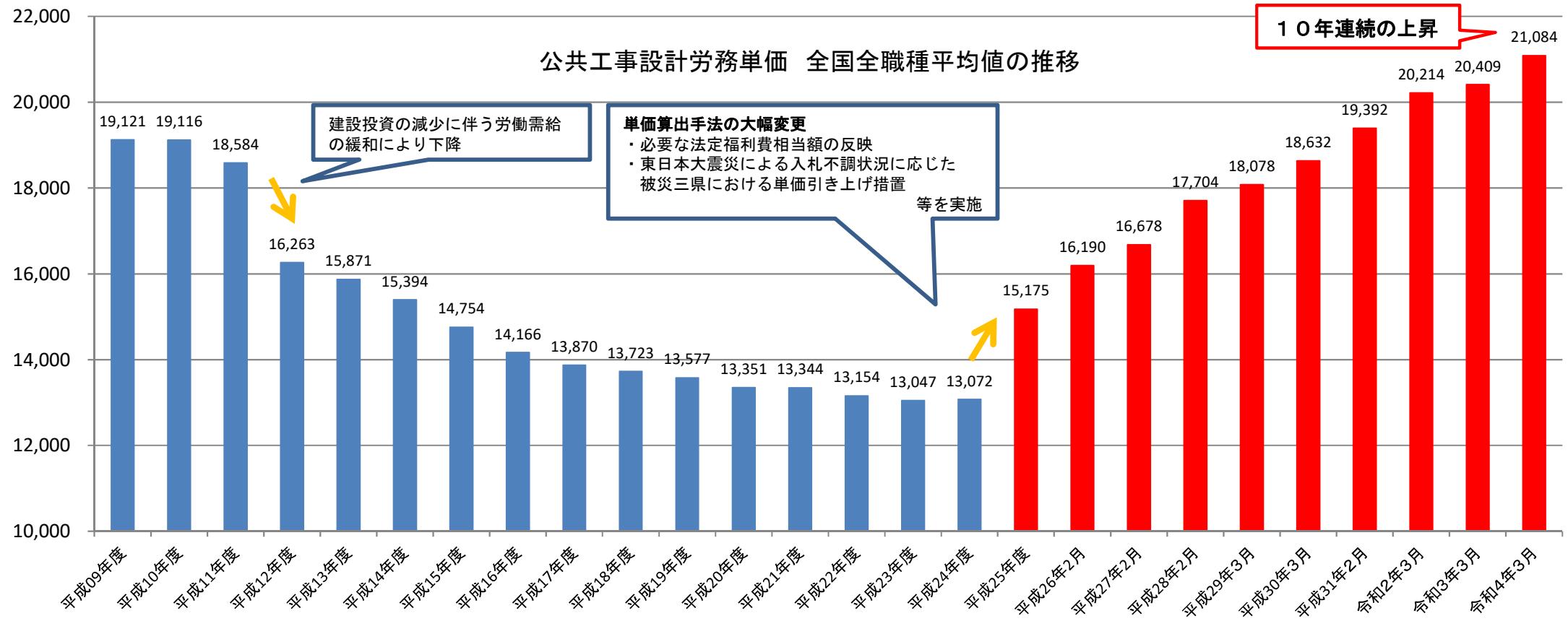
(主要12職種)

職種	全国平均値	令和3年度比	職種	全国平均値	令和3年度比
特殊作業員	23,103円	+4.4%	運転手（一般）	20,797円	+4.0%
普通作業員	19,538円	+3.1%	型枠工	26,246円	+2.3%
軽作業員	14,999円	+1.2%	大工	25,156円	+1.9%
とび工	25,512円	+1.5%	左官	24,839円	+2.8%
鉄筋工	25,801円	+3.3%	交通誘導警備員A	14,873円	+3.7%
運転手（特殊）	23,979円	+4.4%	交通誘導警備員B	12,957円	+3.2%

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種平均値は時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映し、10年連続の上昇

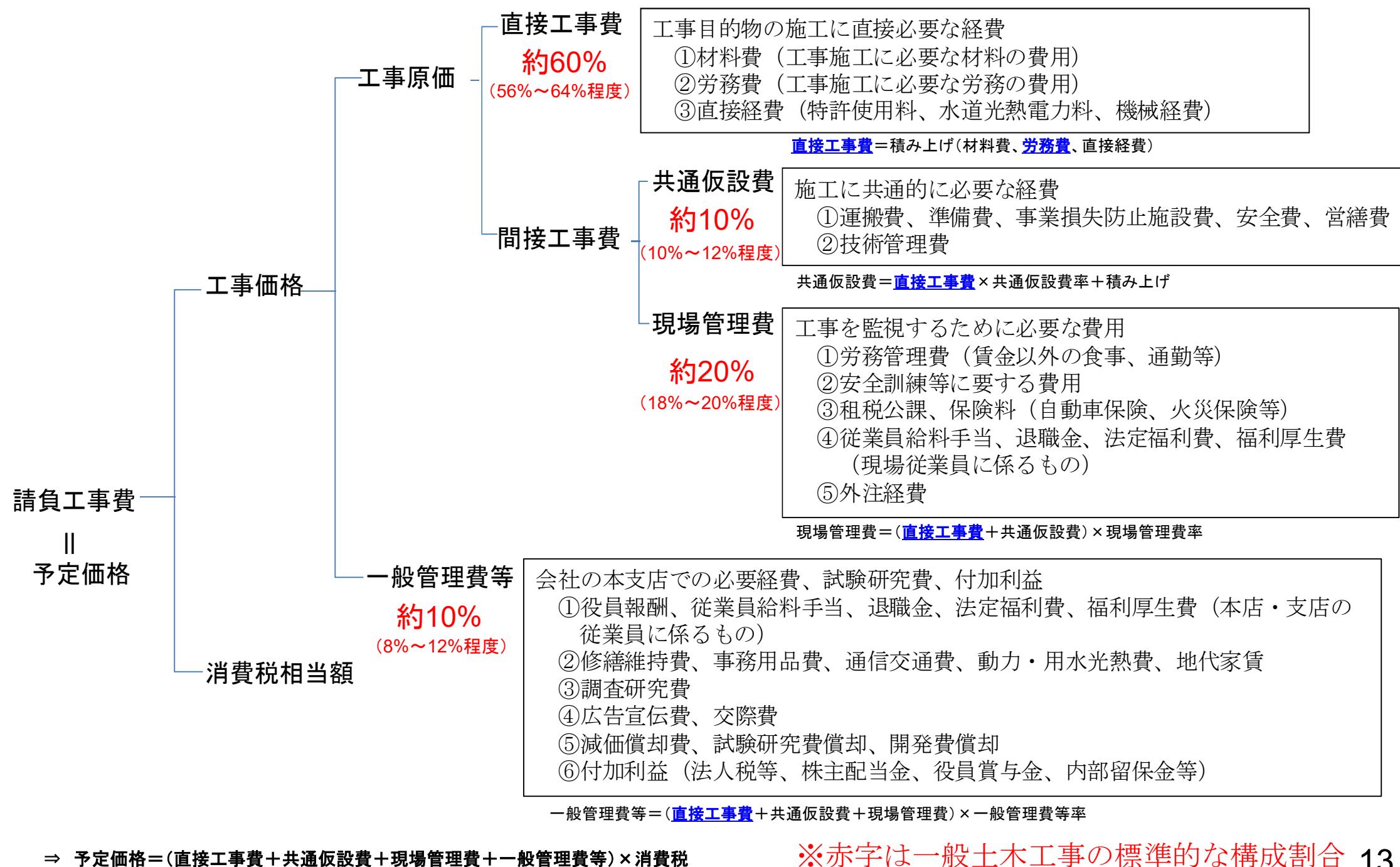


注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていなかったため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	H24比
主要12職種	+15.3%	→ +6.9%	→ +3.1%	→ +6.7%	→ +2.6%	→ +2.8%	→ +3.7%	→ +2.3%	→ +1.0%	→ +3.0%	+57.6%
全職種	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	→ +1.2%	→ +2.5%	+57.4%

公共土木工事の積算体系



一般管理費等率の改定

- 最新の本社経費の実態を反映し、一般管理費等率を改定

一般管理費等率の改定



【現行】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
22.72%	$-5.48972 \times \text{LOG}(\text{Cp}) + 59.4977$	7.47%

【改定】



500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
23.57%	$-4.97802 \times \text{LOG}(\text{Cp}) + 56.92101$	9.74%

Cp : 工事原価(円)

※前払金支出割合が3.5%を超える場合

低入札価格調査基準の計算式の改定(工事)

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施
履行可能性が認められない場合には、落札者としない。

低入札価格調査基準の計算式の改定について

○令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。
「一般管理費等×0.55」 ⇒ 「一般管理費等×0.68」

現行

【範囲】

予定価格の

7.5/10～9.2/10

の範囲内で設定

【計算式】

・直接工事費 × 0.97

・共通仮設費 × 0.90

・現場管理費 × 0.90

・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 消費税

R4.4.1～

【範囲】

予定価格の

7.5/10～9.2/10

の範囲内で設定

【計算式】

・直接工事費 × 0.97

・共通仮設費 × 0.90

・現場管理費 × 0.90

・一般管理費等 × 0.68

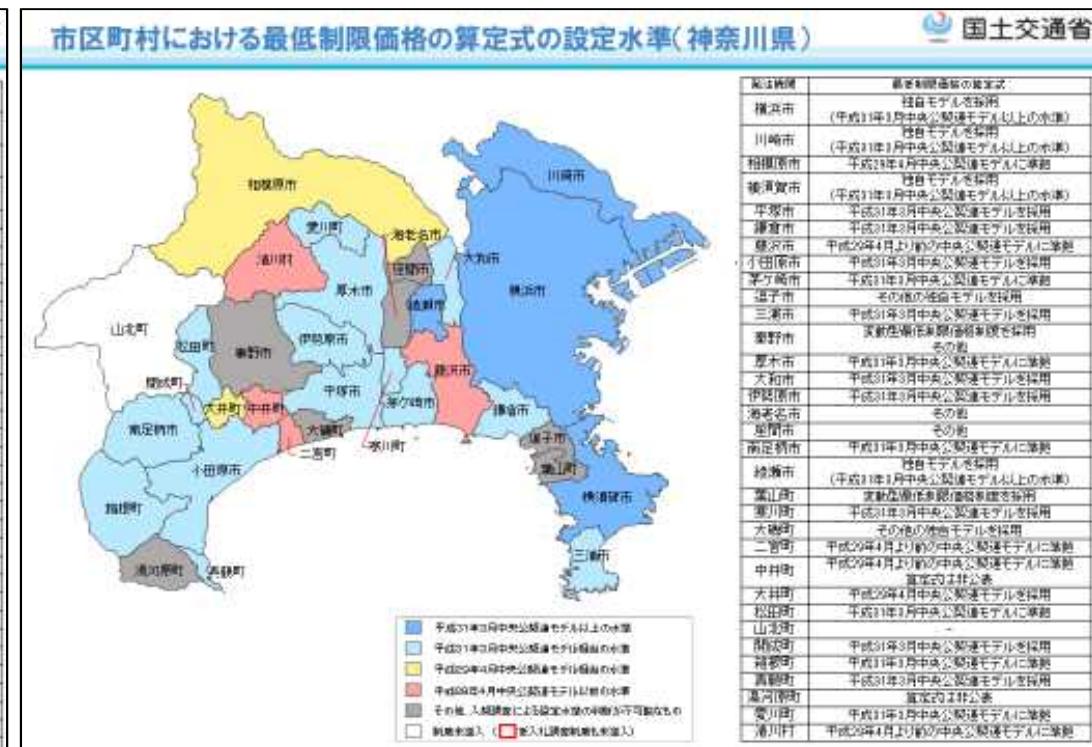
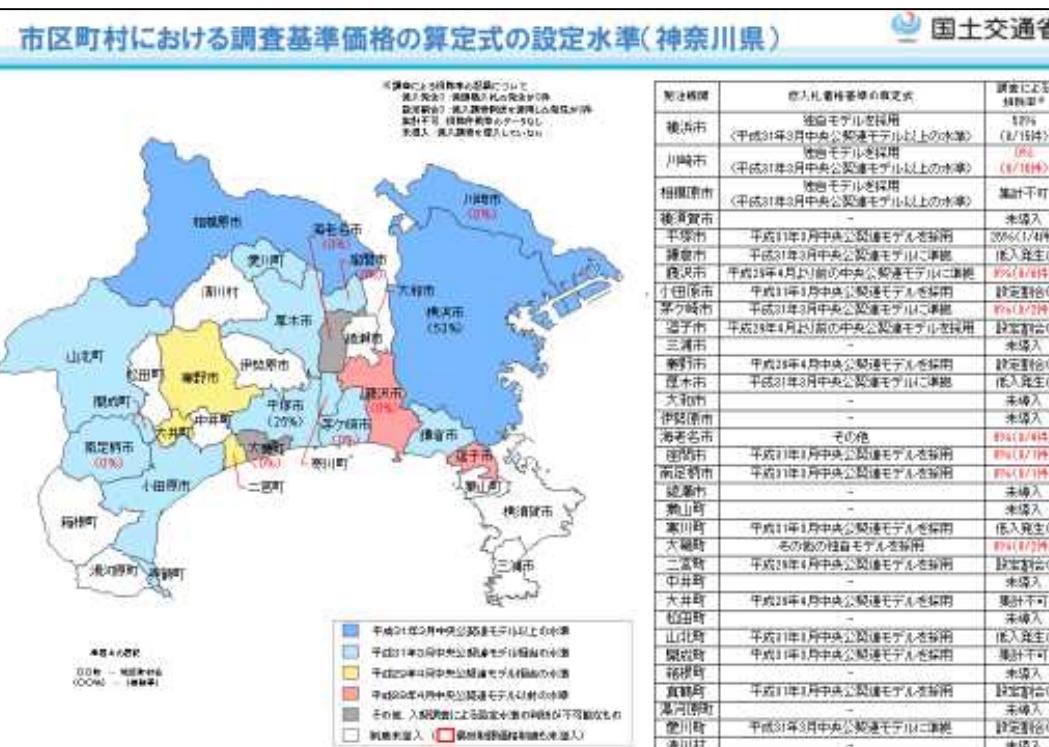
上記の合計額 × 消費税



※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

- 地方公共団体におけるダンピング対策の取組状況について、「見える化」の取組を新たに開始(令和3年10月公表)
- 各市区町村のダンピング対策の取組状況について、主に以下の項目を「見える化」
 - ー 低入札価格調査制度の導入状況 及び 調査基準価格算定式の設定水準
 - ー 低入札価格調査により排除を行った実績（排除率）
 - ー 最低制限価格制度の導入状況 及び 最低制限価格算定式の設定水準

(例)神奈川県



- 調査基準価格（最低制限価格）の算定基準について、平成31年中央公契連モデルを下回る基準を採用する人口10万以上の市（54団体）に個別にヒアリング調査を実施し、基準の改正や課題を聴取
- 30団体にて基準の引き上げ等を確認し、人口10万人以上の市におけるダンピング対策が大きく進展

最新の算定基準を下回る人口10万以上の市への個別ヒアリング

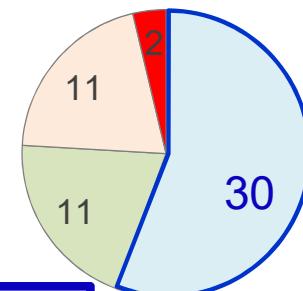
算定基準の改正に向けた状況

R2年10月時点

平成31年中央公契連モデル
を下回る基準を採用する
人口10万以上の市

54団体

R3年12月時点



**基準改正
30団体**

- 改正済(改正を予定)
- 改正検討中
- △ 必要に応じて今後検討
- 現時点での改正困難

算定基準の改正に関する主な課題の声

○ 入札不調についての懸念

- ・最低制限価格を僅かに下回った場合でも失格となるため、算定基準の引上げにより入札不調が増加し、事業推進へ影響が及ぶことが懸念される

○ 財政負担の増加(落札率の上昇)

- ・算定基準の引上げにより財政負担の増加（落札率の上昇）が想定される
- ・財政部局を含めた関係者の理解が必要

○ 具体的な弊害が確認されていない

- ・平均落札率が高く、基準価格を下回る入札が発生していない。

今年度の「見える化」の取組を踏まえ、来年度以降

● 算定式非公表、独自基準を採用する団体についても分析に着手

⇒非公表としている理由、独自基準の設定水準等を確認し、必要に応じて働きかけ

● 人口10万未満の市町村についても順次、分析・働きかけを拡大

開催概要

日 時：令和4年2月28日 17:00～18:00

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ：建設業の賃金引上げに向けた取組、働き方改革等の推進、建設キャリアアップシステムの普及促進 等

- 建設業の賃金引上げに向けては、官民協働した取組が不可欠であり、様々な課題もあり、困難を伴うものの、本年は概ね3%の賃金上昇の実現を目指して、全ての関係者が可能な取組を進めることを申合せ。
- 建設業の担い手確保に向けて、工期の適正化や施工時期の平準化、インフラ分野のDX推進等による働き方改革等の推進や、ダンピング対策の徹底等について議論。
- 建設キャリアアップシステム（CCUS）の更なる普及促進及びこれを用いた処遇改善等について議論。技能レベルに応じた手当の支給について、取組の水平展開を大臣から要請。



2. 建設キャリアアップシステムについて

建設キャリアアップシステムの利用状況（2022年2月末実績）

○ 技能者は約83万人が登録済み

(技能者の4人に1人が利用する水準に。)

○ 現場での利用数※は高水準で推移

(※就業履歴数。直近で月・約258万回（令和4年2月実績）)

○ 事業者の登録は約16万事業者が登録

(※うち一人親方は約4.7万事業者)

【参考】

	技能者登録	(参考) 技能者数	事業者登録	(参考) 工事実績がある事業者数
全国	834,150人	3,180,000人	161,989社	200,279社

(注) (参考)技能者数は労働力調査(総務省)のR2平均より
 (参考)工事実績有業者数は建設工事施工統計調査報告(R1実績)より
 国土交通省推計。

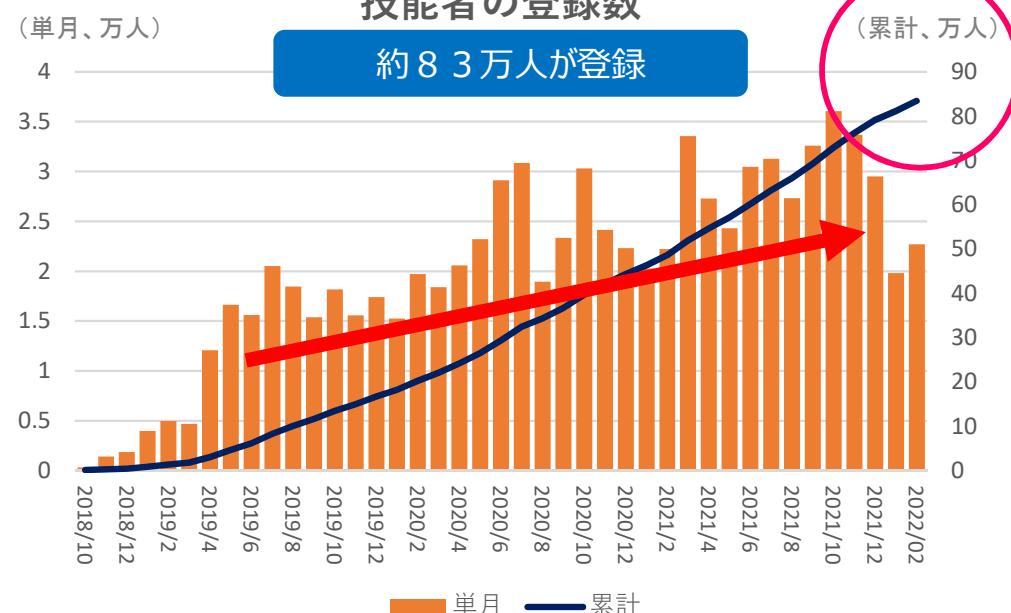
事業者の登録数

約16万事業者が登録



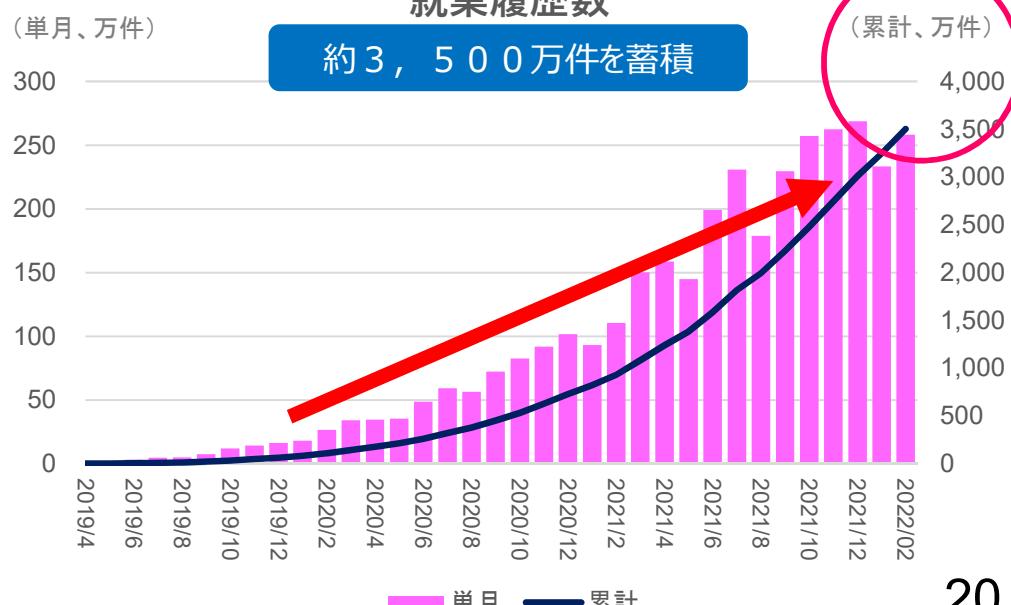
技能者の登録数

約83万人が登録



就業履歴数

約3,500万件を蓄積



- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの利用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

(令和4年2月28日 現在)

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行
 事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、
 達成状況により工事成績評定で加点

【一般土木工事(WTO対象+Bランク)】

- CCUS義務化モデル工事
 (全国で64件(R3年度契約))※予定を含む
 ※カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担

○ CCUS活用推奨モデル工事

(全国で16件(R3年度契約))※予定を含む

- 地元業界の理解がある25都府県において、直轄Cランク工事でも活用推奨モデル工事を試行

【営繕工事】

- CCUS活用推奨モデル営繕工事
 (全国で27件(R3年度契約))※予定を含む

【港湾・空港工事】

- CCUS活用モデル工事
 (全国で47件(R3年度契約))※2月までの実績

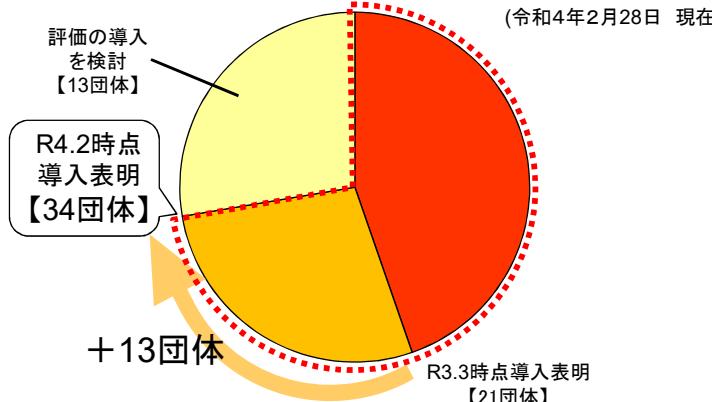
地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

○34都府県が企業評価の導入を表明、他の全ての都道府県も検討を表明

【都道府県の導入・検討状況】

(令和4年2月28日 現在)



※市町村に対しても要請し、都道府県公契連での周知に加え、人口10万以上の全ての市区に対して国から直接ヒアリング等を実施
 (令和3年3月末までに全市区283団体に実施)

独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知
 (R2年4月)

- OUR都市機構においてR3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施予定
 (R3年度は20件程度の工事に適用予定)

- 水資源機構においてR3年度に本社契約の土木一式工事で義務化モデル工事を1件実施。その他の本社契約の土木一式工事を推奨モデル工事として原則実施

- NEXCO西日本においてR3年度から義務化モデル工事を実施予定

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた25都府県で実施予定（他に5協会が検討中）
- 都道府県発注工事は、34道府県が企業評価の導入を表明し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明
広がりをさらに加速化するため、様々な機会に知事等のハイレベルに直接働きかけることをはじめ、より一層取組を強化

(令和4年2月28日 現在)

都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価
北海道		●(予定)★(予定)
青森県		△
岩手県		△
宮城県	●	●○★
秋田県	●	◎(予定)
山形県		●(予定)
福島県	●	●(予定)、◎
茨城県		●(予定)
栃木県	●	●○
群馬県	●	●○○★
埼玉県	●	●★
千葉県		△
東京都	●	△
神奈川県		△
新潟県		△
富山県		△
石川県		○
福井県	●	●○
山梨県	●	○
長野県	●	○○
岐阜県	●	●★
静岡県	●	●(予定)、○○
愛知県	●	△
三重県	○	●★

都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価
滋賀県	●	○
京都府	●	◎(予定)
大阪府	●	△
兵庫県	●	○
奈良県	●	△
和歌山県	●	○
鳥取県		★(予定)
島根県	●	○
岡山県	●	●
広島県		○
山口県	●	●(予定)
徳島県		○
香川県	○	◎(予定)
愛媛県		●★
高知県	○	△
福岡県		○
佐賀県	○	△
長崎県	○	○
熊本県		●★
大分県		△
宮崎県	●	●○○★
鹿児島県	●	●、◎(予定)
沖縄県	●	●

(令和4年2月28日 現在)

<直轄Cランク工事>

- 都道府県建設業協会が賛同
- 協会において検討中

※赤枠は令和3年9月以降に表明されたもの

国土交通省調べ 等

<都道府県工事での評価>

- モデル工事等工事評定での加点
- 総合評価における加点
- 入札参加資格での加点
- ★ カードリーダ等費用補助
- △ 検討中

※赤文字は令和3年4月以降に導入を表明されたもの

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況

【群馬県】モデル工事を実施

元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

【長野県】総合評価等において加点

R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点(R2年度は予定価格8000万円以上が対象)等

【山梨県】総合評価において加点

県土整備部発注工事(土木一式工事)において総合評価で加点(試行)

【滋賀県】総合評価において加点

総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価(試行)
※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

【岡山県】全工事の成績評定において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点



【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施

R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施

市町村発注工事でのモデル工事等の実施状況 (令和4年2月28日 現在)

- モデル工事等工事評定での加点:横浜市、岡山市など
- 総合評価における加点:仙台市、浜松市、堺市、広島市、茅ヶ崎市など
- 入札参加資格での加点:千葉市、相模原市、郡山市など

公共発注者による活用に向けたCCUSのシステム改修の概要

令和3年度補正予算 1.5億円

- 発注者がCCUSを活用し、CCUSモデル工事など、当該工事におけるCCUSの利用状況の確認や、工期内における技能者の週休2日の達成状況を効率的に確認できるよう措置

(※元請けの同意を前提として、発注者にIDを付与し、個人情報の保護に留意しつつ、CCUSの画面の一部を確認できる仕組みを整備)

(※システム改修の想定費用(概算)は約1.5億円。令和4年9月頃からの供用開始を目指す。)

(1) 施工体制台帳等の帳票の確認

デジタル化を推進するべく、下記帳票の確認を可能とする

- ◎ 施工体制台帳の帳票
- ◎ 作業員名簿の帳票
- ◎ 施工体系図の帳票
- ◎ 下請負業者編成表・再下請負通知書の帳票
- ◎ 社会保険加入状況の帳票

※元請けが既に出力可能な帳票について、公共発注者も確認できるよう、措置する。

(2) 発注工事におけるCCUSの利用状況の確認

CCUSモデル工事など、発注工事における、CCUSの利用状況の確認を可能とする

- ◎ 技能者のCCUS就業履歴の蓄積状況
- ◎ 事業者のCCUSの登録状況
- ◎ 技能者のCCUS登録状況

(「CCUSの利用状況の確認画面について」参照)

※レベル別・職種別の「各技能者のCCUS就業履歴の蓄積状況」も確認可能とする。(全工期まとめての集計とすることを検討。竣工時のレベル、職種により集計を行う。職種は55職種により集計を行う。)

(3) 技能者の当該工事における週休2日の達成状況の確認

当該発注工事の工期内における技能者の週休2日の達成状況を確認できる必要

◎ 技能者の週休2日の達成状況

(「週休2日の達成状況の確認画面について」参照)

※さらに、発注者としての立場から合理的な利用目的がある場合に限り、元請けの同意を条件として、当該工期内における技能者の他工事も含む全ての現場における就業実績(週休2日の達成状況)についても一覧的に確認ができるよう措置する。(事業者と技能者の同意も別途必要とする。)

書類の事務の合理化

CCUSモデル工事の履行状況の確認事務の合理化

週休2日工事における、達成状況の確認に資する (②とセット)

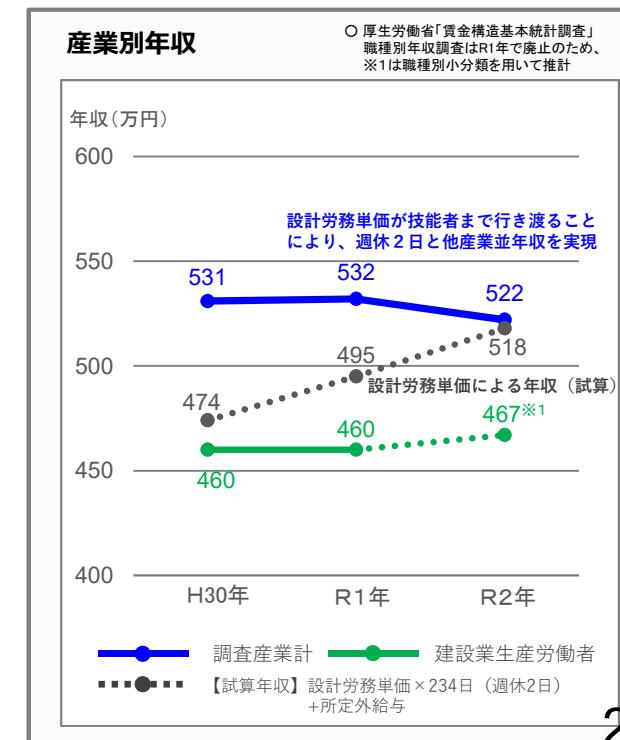
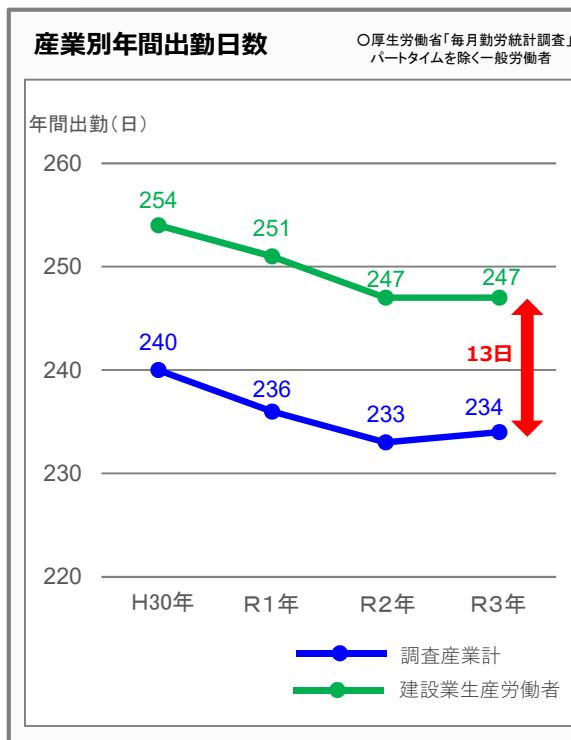
CCUSの能力評価等を反映した手当の支給例

CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取組を、優良事例として水平展開

- ◎ CCUSのレベル別に日額手当を支給する優良技能者制度(協力会会員を対象)を実施
(レベル2:500円、レベル3:1,000円、レベル4:2,000円(特に模範となる方:3,000円)) (西松建設)
- ◎ 優良職長認定条件にCCUSカード保持を義務化、協力会の規則でCCUS加入を義務化。CCUSカードの色に応じた優良職長の手当てについて、令和4年4月1日から運用開始
(レベル2以下:1,000円(現場マイスター) or 2,000円(エリアマイスター)、レベル3以上:3,000円(スーパーマイスター)) (奥村組)
- ◎ 上級職長である社内マイスターの認定の必須条件としてCCUSの登録を位置づけ。(年度末までに未登録のマイスターはマイスター認定を取り消す)。さらに、今年度中に、現行のマイスター手当をCCUSレベルのカードに沿った形での変更を行う予定 (村本建設)
- ◎ 優秀登録職長手当制度の認定要件[鹿島マイスター(スーパーマイスター4,000円/日、マイスター2,000円/日)]及び優良技能者報奨金制度(新E賞:10万円/年)の認定要件にCCUS技能者登録を追加。
鹿島マイスターについては、レベル4相当(経験年数10年以上、職長経験3年以上)の技能者であることを要件追加。
建退共において、民間工事にて半額負担としていた共済掛金を、CCUS登録技能者を対象に全額負担とした。 (鹿島建設)
- ◎ 2020年度より、優良職長制度の認定要件にCCUS技能者登録を追加。
独自の労務費補正制度※の出勤簿確認にCCUSの就業履歴を利用可能とした。
※ 現場閉所目標以上の休日取得目標を宣言した協力会社が個人ベースで目標達成した場合、協力会社に労務費を5~10%割増補正して支払い (五洋建設)
- ◎ 優良技能者手当(3,000円~1,000円/日)の支給要件にCCUSレベル3以上を追加。 (戸田建設)
- ◎ 優良技能者手当の支給対象者をCCUSレベル4(ゴールド)の保有者から選定し、日額3,000円を支給。 (清水建設)
- ◎ 従来の優良職長手当におけるCCUS登録の義務化 (大林組)
- ◎ 導入を検討している優良職長制度においてCCUSを認定基準の一つとしている (東洋建設)
- ◎ 優良職長の条件としてCCUS登録を位置づけ (大林道路)
- ◎ 従来の優良職長制度の認定基準の項目に、「CCUS技能者登録」の追加を検討中 (大成建設)
- ◎ 優良技能者(マスター、マイスター)制度の認定要件にCCUS技能者登録を追加することを検討中 (前田建設)

- 建設業技能労働者の平均年収は467万円※1となっており、全産業平均の年収を大きく下回る一方、年間出勤日数は13日も多い。特に若年層を中心とする新規入職者が減少しており、このままでは将来の扱い手確保が困難となるおそれ。
- 技能労働者の技能と経験に応じた適正な賃金支払いや週休二日の確保が扱い手確保のために重要であるが、受発注者間の取引の実態として、必ずしも、適正な給与支払いの原資として十分な請負金額や、週休二日の確保が可能となる工期とはなっていない状況。
- 背景として、公共工事においては、公共発注者によるダンピング対策などの取組により、適正な競争環境を確保し、過度な受注競争を未然に防ぐことが期待できるが、民間工事においては、これらの対策を講じることが困難であり、適切な労務費の支払いすら困難となる過度な価格ダンピングや、超過勤務に繋がる工期ダンピングを未然に防ぐ仕組みがないことが影響。
- 設計労務単価は10年連続で上昇する一方、これに相当する賃金が技能者1人1人にまで行き渡らない理由の一つとして、建設市場における激しい競争の中、多重下請け構造の下で、労務費までもがダンピング競争に晒されている状況。

- CCUSを活用し、設計労務単価に相当する賃金を技能者に行き渡らせることで、全産業平均並みの年収を確保。
- 併せて、民間工事も含めた適正な競争環境を整えることで、企業としての適正な給与支払いの原資を確保できるようにするとともに、適切な工期を確保することで週休二日を実現し、希望のある持続可能な建設業を実現。

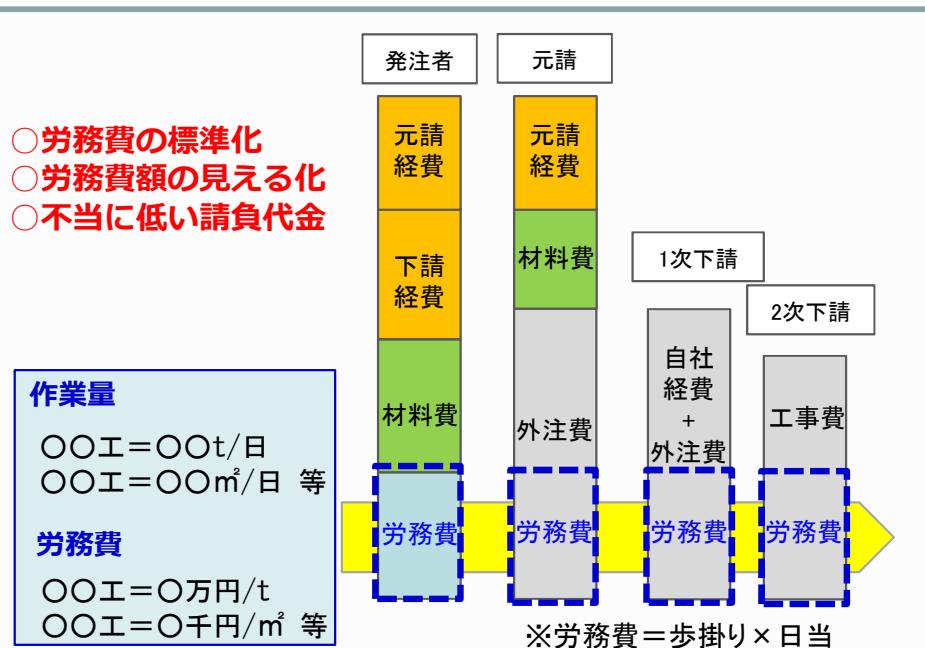


- 労務費ダンピングを防ぐとともに、建設業技能労働者の平均年収を全産業並へ押し上げるために、どのような方策が考えられるか。

【課題（例）】

- ✓ 不当に低い請負代金（建設業法第19条の3）について、具体的な基準を定めることは考えられるか。
- ✓ 下請け企業が元請け企業への価格交渉力を高めるため、受注者が必要とする労務費の目安を国が示すことで、労務費を「見える化」「標準化」することは考えられるか。
- ✓ 技能者の能力を適正に評価し、客観的に「見える化」するため、職長として携わった具体的な現場情報や元請け企業からの個別技能者の評価等も蓄積する仕組みを構築することは考えられるか。

- また、企業及び技能者の双方が、賃金面の処遇の目安を把握できるよう、国において設計労務単価を踏まえたCCUSレベル別の年収目安を示すことは考えられるか。



職種	レベル別の年収目安			
	レベル4 (総括職長)	レベル3 (職長)	レベル2 (熟練技能者)	レベル1
○○工	* *	* *	* *	* *
○○工	* *	* *	* *	* *

	レベル別の評価基準			
	レベル4 (総括職長)	レベル3 (職長)	レベル2 (熟練技能者)	レベル1
客観評価 基準	* *	* *	* *	* *
○○○	* *	* *	* *	* *